



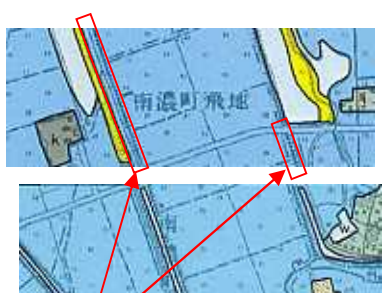
# 別紙 伐採跡地・土地利用等判読の手引き

(伐採跡地・土地利用等判読に共通する事項)

<p>写真への区分線・区分番号の記入</p>	<p>(判読対象 : )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ w (水域): 必要に応じて写真上に記入する。中州のある河川の水域等。</li> <li>・ r (自然裸地): 区分記号を写真上に記入する。区分線は必要に応じて記入する。裸地に植物がわずかに侵入している場合等(自然裸地と提議する範囲を記入する)。</li> </ul> <p>(判読対象 ・ )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として、区分線と区分記号は写真上に記入しなくてよい。</li> <li>・ 現地確認できた箇所、判読キーとなる箇所は記入してよい。</li> </ul>
<p>区分線と地形図の照合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として、判読の区分線と地形図上の区分線は一致させる。</li> <li>・ 写真上で、区分線と地形図が明らかに一致しない場合は、判読による区分線を優先して記入する。 (例) 写真撮影後に建設された高速道路、区画整理により直線的に整備された水田、河川改修により整備された新たな堤防、河川構造物等</li> <li>・ 凡例の特性によって、区分線と地形図の照合方法に注意が必要な場合は、各凡例の判読手引きに従う。 (例) 水位変動のあるため池</li> </ul>

(判読対象 )

判読対象 とは、自然林、二次林、特殊立地の植生(雪田、河辺、海浜等に成立する植生)、二次草原、水域、自然裸地を指す

区分記号(凡例)	凡例の内容	備考
<p>580600 w(水域)</p>	<p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川、湖、ため池、海等の水域。河川では、水面のみを抽出する。</li> </ul> <p>(相観)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ やや暗く黒っぽい単一な色調が平坦に一面を覆う。</li> </ul> <p>(類似凡例の区別点、区分のポイント等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水域のうち、比較的水深が浅く、止水域または流の緩やかな箇所には、浮葉・沈水植物等の群落が分布する場合がある。写真情報と既存資料等により、明瞭に識別できる場合は、「特殊立地の植生」(例: ヒルムシロクラス)として区分する。</li> <li>・ ため池や湖の縁には、ヨシ、マコモ等の挺水植物群落が分布する箇所がある。これも既存資料と写真情報から、明瞭に識別できる場合は、「特殊立地の植生」(例: ヨシクラス)として区分する。</li> </ul> <p>(立地)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記(概要)と同じ。</li> </ul> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【北側の地形図】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【南側の地形図】</p>  </div> </div> <p style="color: red; text-align: center;">南側の水域区分線と連続するように水域の区分線を入れる</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区分線と区分記号は必要に応じて写真に表示する</li> <li>・ 河川は、地形図の二条河川を対象として表示可能な範囲で区分線を入れる。地形図と写真が著しく違いがなければ、地形図の水際線を区分線とみなしてよい。</li> <li>・ 写真上で水位変動による水際線の変化が認められても無視する。</li> <li>・ 埋め立て、河川改修等により、水域が地形図と著しく異なる場合は写真判読結果を地形図に記入する。水位変動によって水際線が地形図と異なっても地形図線を優先する。</li> <li>・ 原則として1ha以上の溜池等については区分線(水際線)を入れる。但し、1ha未満であっても植被が認められる溜池は「特殊立地の植生」として区分線と区分記号を入れる。</li> <li>・ 一本の河川が隣接する複数図面にかけて分布する場合は、区分線の入れ方に相違が生じないように注意する。</li> </ul>

580700

r (自然裸地)

(概要)

・露岩地、崩壊地、河原、砂浜等の、自然的条件によって植被で覆われていない土地。

(相観)

・岩石、砂礫等が一面を覆い、写真上では、明るい白色を呈する。

・「特殊立地の植生」(砂丘植生、海岸断崖地植生、河川敷砂礫地植生等)を含む場合があるが、写真情報ではわかりにくい。

(類似凡例の区別点、区分のポイント等)

・荒廃裸地等で緑化のための植栽が行われている場合は、植被率、植生高にかかわらず植林地として区分する。

・人工的に切り崩された不自然な地形を有する採石場と区別する。

・地形や周辺の土地利用状況等から判断する。

(立地)

・上記(概要)と同じ。



崩壊地



砂浜



露岩地



河原

・写真上には区分記号を記入する。区分線は必要に応じて表記する。

・写真情報および既存資料から、1ha未満であっても、特殊立地の植生を含む可能性がある箇所は写真上に注記する。

・河原、砂浜、露岩地等は自然性の草地(河原の自然草原、砂丘植生等)を小規模で含んでいる場合がある。しかし、写真条件(撮影時期と縮尺)によって、これらの「特殊立地の植生」が写真情報では識別できないことが多い。既存資料等により、特殊立地の植生がありそうな場合は、現地調査の必要な箇所として写真上に注記する。

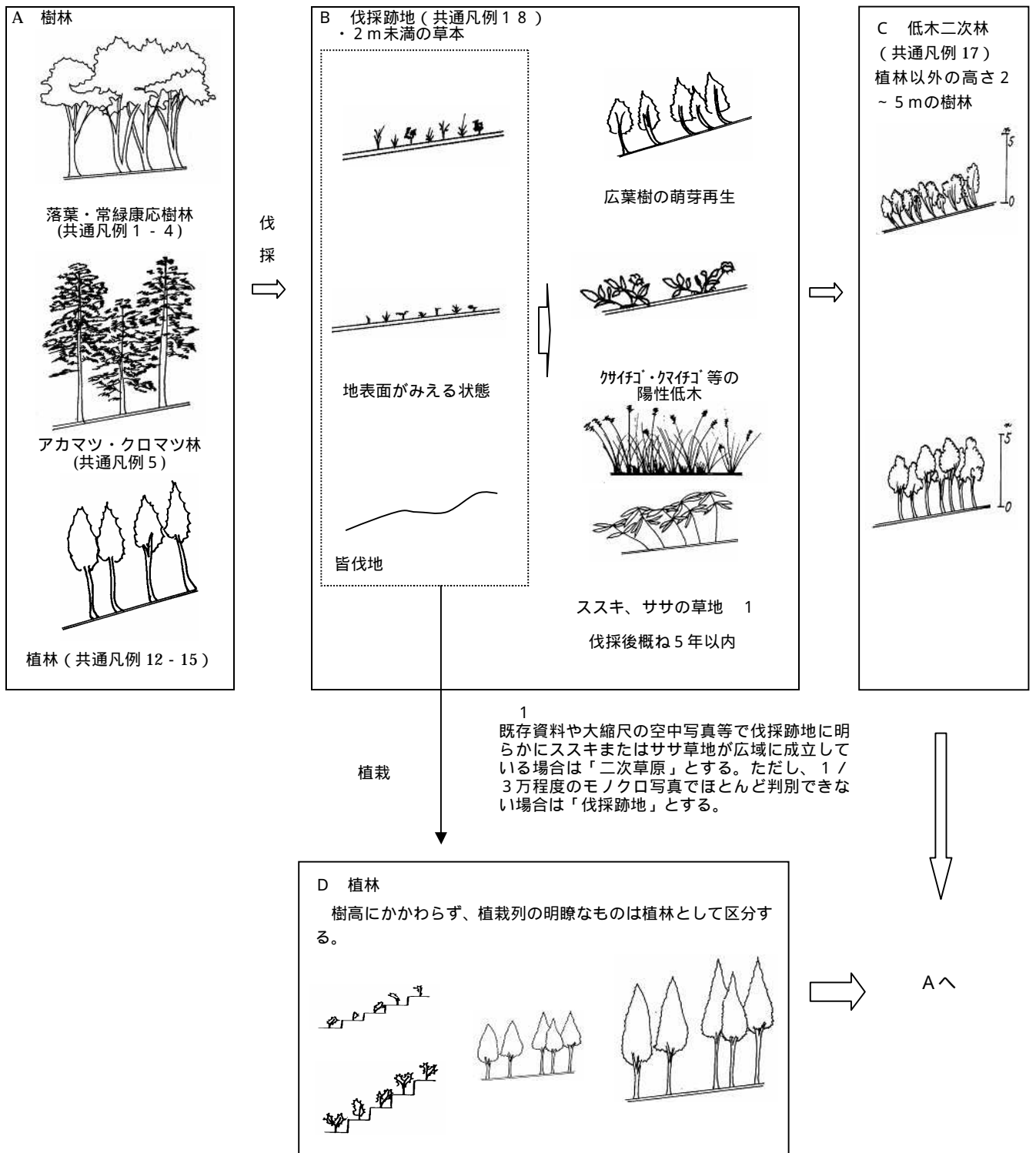
(判読対象)

判読対象 とは、植林、竹林、低木二次林、伐採跡地を指す

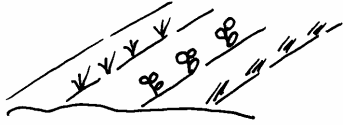
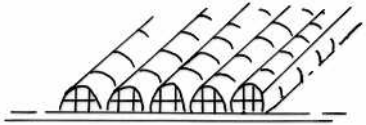
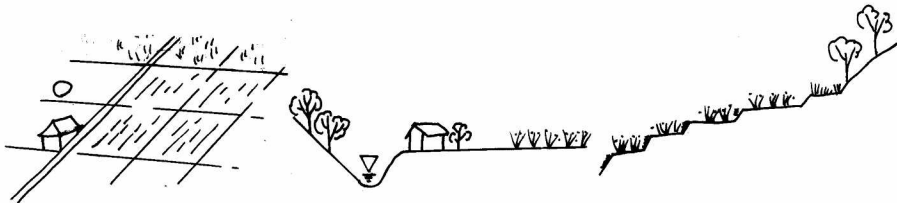
区分記号(凡例)	内容	備考
<p>100000, 260000, 460000 伐採跡地</p>	<p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林の伐採後、概ね5年以内に形成される草本群落または高さ1~2m程度の低木群落。</li> <li>・ 伐採跡地で植栽列が識別できないもの。皆伐地。</li> </ul> <p>(相観)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さ2m未満の草地または広葉樹低木林。</li> <li>・ 空中写真上では、周りを植林に囲まれ、地表面が全面または部分的に露出しているか、または肌理の細かな背の低い植生が地表を覆っている。</li> <li>・ 山地の斜面で、樹木がなく周辺の樹林地より明るい感じがする。</li> </ul> <p>(類似凡例の区別点、区分のポイント等) 別紙-2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 植生高約2m以上(5m未満)の低木群落は、「低木二次林」として区分する。</li> <li>・ 写真判読で、ススキ等の禾本科草本類またはササ類が識別できる優占する場合は「二次草原」として区分してもよいが、小縮尺の写真情報では判別が困難である。</li> <li>・ 原則として、写真上で明らかに植栽列が識別できる場合は、それらの高さ、植被率にかかわらず「植林地」とする。例えば、新植後、下草刈り等の手入れがされておらず、陽性低木あるいはススキ等が優占的に覆っていても、植栽列が認められるのであれば植林地とする。</li> <li>・ 樹高にかかわらず、植栽列が明瞭に識別できる場合は植林として区分する。</li> </ul> <p>(立地)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山地、丘陵地の植林地に隣接することが多く、平地では少ない。</li> </ul> <div data-bbox="359 929 1204 1176" style="text-align: center;"> <p>伐採直後(皆伐地)      草本類      陽性木本類      萌芽再生 次ページ参照</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要に応じて区分記号と区分線を写真に表記する。</li> </ul>

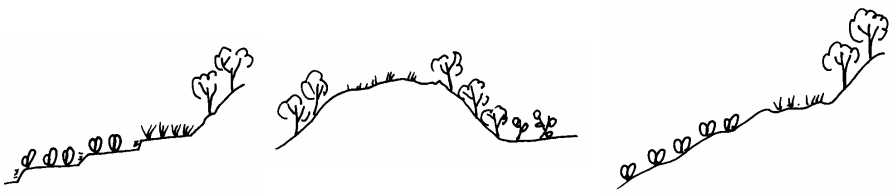
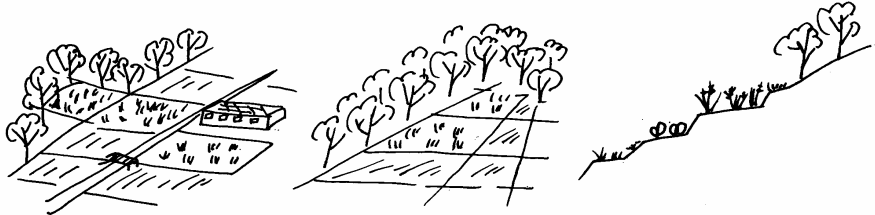
伐採に関わる判読区分の相互関係

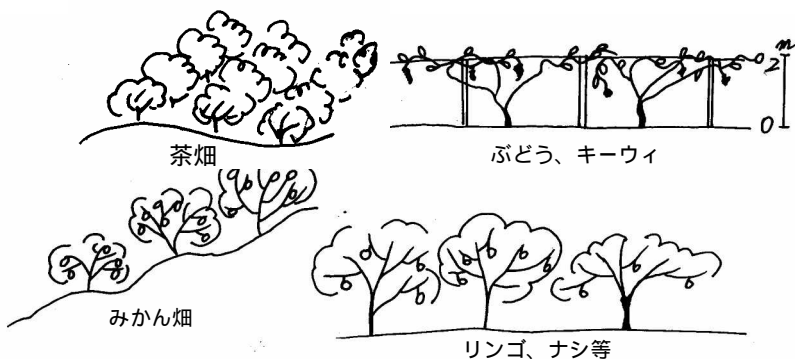
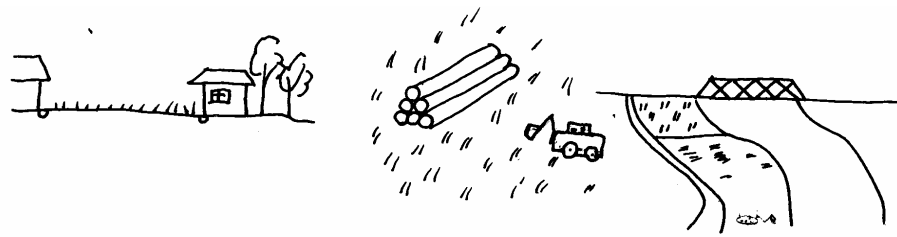
これらの区分は、遷移系列上で時間的に近接しており、実際の群落の中身は交錯している。また、伐採跡地や新植地は、時間差や管理の度合いで優占する中身が異なってくる。

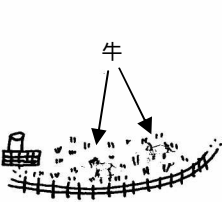

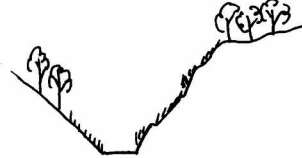


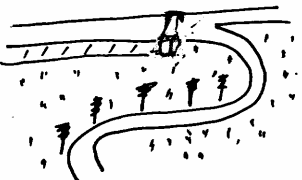


(判読対象)

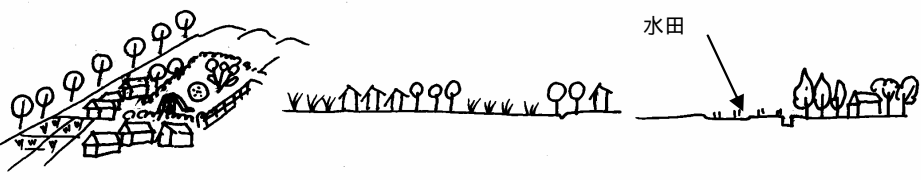
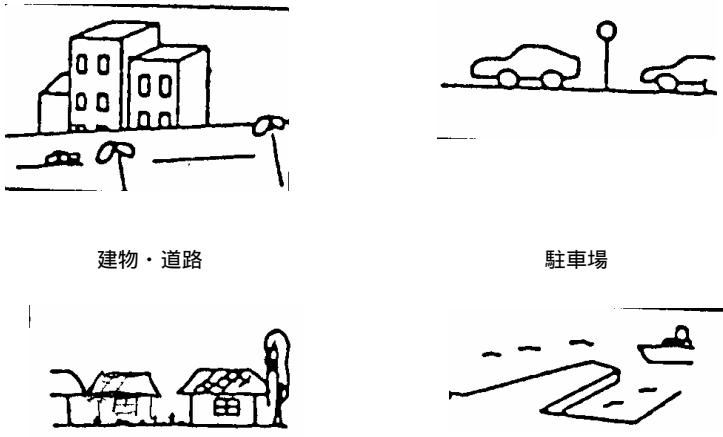
区分記号(凡例)	内容	備考
<p>570300 a (畑)</p>	<p>(概要) ・ 陸稲、麦、野菜等の畑作物を栽培している耕作地。</p> <p>(相観) ・ 不整形の区画が明瞭で、栽培作物の緻密な筋、列を有する高さ2m未満の栽培草地。 ・ 区画は平坦または緩やかな傾斜を有し、区画の規模は小さい場合が多い。</p> <p>(類似凡例の区別点、区分のポイント等) ・ 不整形の「水田」は、季節によっては、畑と似た相観を示すが、畦や用水路の有無、地形状況等から判断する。 ・ 周囲の土地利用状況、作物の栽培列の有無等から「放棄畑」と区別する。 ・ 地形図記号(荒れ地等)を参考にして「放棄畑」等と区分する。ただし、写真の撮影時期と地形図の作製・修正年次に留意すること。 ・ 都市域の住宅地に隣接することが多い「路傍・空地雑草群落」とは、周囲の土地利用や地形状況、地図記号等に注目して区分する。 ・ 畑地は、住宅地や水田等と混在する機会が多いが、1~3haの小規模なものは隣接する区分に含める。 ・ ビニールハウス、温室等は、地図記号を参考にして畑とする。 ・ 沖縄の「サトウキビ畑」「パイナップル畑」もここに含める。</p> <p>(立地) ・ 平地部でもみられるが、山地、丘陵地の谷底低地または山腹斜面の山際に多い。 ・ 平地部に多いが、山地~丘陵地の谷底底地や山腹斜面にも分布する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <p>畑(野菜、麦等)</p> <p>ビニールハウス</p> </div>	<p>・ 原則として区分記号と区分線は、写真上へは表記しない。</p>
<p>570400 b (水田)</p>	<p>(概要) ・ 水稲、い草、蓮等を栽培している耕作地。</p> <p>(相観) ・ 縦断に走る水路や畦で区画され、区画内は水平、均一な色調を示す。</p> <p>(類似凡例の区別点、区分のポイント等) ・ 「畑」は、水田と似た相観を示すが、畦や用水路の有無、地形状況等から判断する。 ・ 周囲の土地利用状況、作物の栽培列の有無等から「放棄畑」と区別する。 ・ 写真情報のほか、地形図記号(荒れ地等)を参考にして「放棄畑」等と区分する。ただし、写真の撮影年度と地形図の作製・修正年次に留意すること。 ・ 都市域の住宅地に隣接することが多い「路傍・空地雑草群落」とは、周囲の土地利用や地形状況、地図記号等に注目して区分する。 ・ 水田は、住宅地や畑等と混在する場合もあるが、1~3haの小規模なものは隣接する区分に含める。</p> <p>(立地) ・ 沖積平地に広く分布する。丘陵地~山地においても、谷底平地や山腹斜面(棚田)に分布する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">  </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <p>沖積平地</p> <p>谷底平地</p> <p>棚田</p> </div>	<p>・ 原則として区分記号と区分線は、写真上へは表記しない。</p>

<p>570101 c (放棄畑)</p>	<p><u>(概要)</u> ・畑の放棄後に成立する植生高2m未満の草本群落。</p> <p><u>(相観)</u> ・畑の形状を残した高さ2m未満の草地。 ・空中写真上では、不整形の区画が明瞭で、作物を栽培している筋が明瞭にみえない。 ・周辺の利用されている畑よりも荒れた感じがする。</p> <p><u>(類似凡例の区別点、区分のポイント等)</u> ・一面に草本類がやや不均一に覆っている。 ・周囲の土地利用状況、作物の栽培列の有無等から「畑」と区別する。 ・地形図記号(荒地地等)を参考にして「畑」等と区分する。写真の撮影年度と地形図の作製・修正年次に留意すること。 ・放棄畑は、作物が栽培されている畑に隣接するが多い。写真上で、明らかに利用されている畑との被覆状況を比較すると区別しやすい。 ・都市域の住宅地に隣接することが多い「路傍・空地雑草群落」とは、周辺の土地利用や地形状況、地図記号等に着目して区分する。 ・「放棄水田」は、写真上で似た相観を示すが、用水路の有無や周囲の土地利用状況から判断する。 ・畑の放棄後、一時的にススキ草が成立する場合がある。既存資料や現地確認等によって耕地跡に明らかにススキ草が成立していると判断された場合は「二次草原」とする。 ・放棄後の年数が長いと、「低木二次林」へと遷移する。</p> <p><u>(立地)</u> ・平地部でもみられるが、山地、丘陵地の谷底低地または山腹斜面の山際に多い。 ・畑と隣接することが多い。</p> <div style="text-align: center;">  <p>段々畑の放棄畑      台地の放棄畑      斜面の放棄畑</p> </div>	<p>・原則として区分記号と区分線は、写真上へは表記しない。</p>
<p>570500 d (放棄水田)</p>	<p><u>(概要)</u> ・水田の放棄後に成立する植生高2m未満の草本群落。</p> <p><u>(相観)</u> ・水田の形状を残した高さ2m未満の草地。 ・空中写真上では、畦や水路で囲まれた区画が明瞭で、稲作、稲刈り跡の均一な筋が明瞭にみえない。一面に草本類がやや不均一に覆っている。 ・利用されている周辺の水田より荒れた感じがする。</p> <p><u>(類似凡例の区別点、区分のポイント等)</u> ・一面に草本類がやや不均一に覆っている。 ・周囲の土地利用状況、作物の栽培列の有無等から「水田」と区別する。 ・地形図記号(荒地地等)を参考にして「水田」等と区分する。写真の撮影年度と地形図の作製・修正年次に留意すること。 ・放棄水田は、稲作を行っている水田に隣接するが多い。写真上で、明らかに利用されている水田との被覆状況を比較すると区別しやすい。 ・都市域の住宅地に隣接することが多い「路傍・空地雑草群落」とは、周辺の土地利用や地形状況、地図記号等に着目して区分する。 ・「放棄畑」は、写真上で似た相観を示すが、用水路・畦の有無や周囲の土地利用状況から判断する。 ・水田の放棄後、ヨシ群落が成立する場合がある。既存資料や現地確認等によって水田跡地に明らかにヨシが優占すると判断された場合はヨシクラスとする。 ・放棄後の年数が長いとハンノキ等の湿地性の木本類が侵入し、「低木二次林」、「落葉広葉樹林・樹冠小」へと遷移する。</p> <p><u>(立地)</u> ・沖積平地に多いが、山地、丘陵地の谷底低地の山際等にも小面積で分布する。 ・水田と隣接することが多い。</p> <div style="text-align: center;">  <p>沖積平地の放棄水田      谷地の放棄水田      斜面の放棄水田</p> </div>	<p>・原則として区分記号と区分線は、写真上へは表記しない。</p>


<p>570200 e (果樹園・茶畑)</p> <p>570201 e1 (茶畑)</p> <p>570202 e2 (常緑果樹園)</p>	<p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>概ね2m以上の果樹(林檎、梨、葡萄、桃、蜜柑等)が栽培されている樹園地、または茶畑。そのほか、桑畑、苗木畑もここに含める。</li> </ul> <p>(相観)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>空中写真上では、区画の形状が明瞭で、果樹または茶畑の規則的な配列が明瞭である。</li> </ul> <p>(類似凡例の区別点、区分のポイント等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>山地斜面等には長期間放棄され、低木類が入っている場合がある。栽培種以外の低木類が50%以上で優占する箇所は「低木二次林」とする。</li> <li>植栽され管理下にある栗園は果樹園とする。</li> <li>地形図記号や周囲の土地利用状況を参考にする。</li> </ul> <p>(立地)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域によって果樹の種類や規模、立地は様々である。</li> </ul> <p>(細分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域によって茶畑、常緑果樹園を細分する。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として区分記号と区分線は、写真上へは表記しない。</li> </ul>
<p>570100 f (路傍・空地雑草群落)</p>	<p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市とその周辺域の空地や造成地に成立する高さ概ね1m未満の草地。</li> </ul> <p>(相観)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>空中写真上では、住宅地や建物、コンクリート構造物に隣接して区画の形状が明瞭であることが多い。</li> <li>部分的に地表面も露出し、やや肌理の不均一な草地が用地を覆う。地表面と草地が斑状に混在することが多い。</li> <li>比較的、明るい感じであるが、一様でなく牧草地よりもやや粗い感じがする。</li> </ul> <p>(類似凡例の区別点、区分のポイント等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>草地としては類似した相観を示す「放棄畑」「放棄水田」「二次草原」等とは、地形や隣接するまたは周囲の土地利用状況から判断する。住宅地に分布する草地はここに含める。</li> <li>1~3ha程度のまとまった区画において、「造成地」と混在する場合は、優占率の高い方で区分する。</li> <li>面積が概ね1haに満たない場合は、市街地等隣接する区分に含める。</li> <li>地形図記号や周囲の土地利用状況を参考にする。</li> </ul> <p>(立地)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅地の造成地、工場の資材置場、一度造成された高水敷等、主として都市域に多い。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として区分記号と区分線は、写真上へは表記しない。</li> </ul>

<p>560200 g (牧草地、採草地)</p>	<p><b>(概要)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・播種等の植栽後、刈り取り等によって管理されている植生高 0.5～1.5m程度の牧場等の人工草地。</li> <li>・牧場、採草地ではイネ科の外来牧草が播種され定期的に耕起されることが多い。</li> <li>・牧場、飛行場(草地の滑走路)等の人為管理下にある草地もここに含める。</li> </ul> <p><b>(相観)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空中写真上では、肌理が細かく平滑な草地が平地または緩やかな傾斜の地表を一面に覆う。</li> <li>・区画は、畑に較べて大きい。</li> </ul> <p><b>(類似凡例の区別点、区分のポイント等)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・踏みつけや刈り取りによって維持されているシバ草地(「二次草原」)や管理下にある「ゴルフ場・芝地」とは、植生高の高さ、周囲の土地利用状況等から区別する。</li> <li>・高速道路沿いの大規模法面(概ね1ha以上)のうち、均一な人工草地がまとまっている場合は、ここに含める。1ha未満の場合は、道路(「市街地等」)に含める。</li> <li>・地形図記号や周囲の土地利用状況を参考にする。</li> <li>・牧場に付随する1～2ha未満のサイロ、畜舎等の構造物は、「牧草地、採草地」に含める。構造物が2～3ha以上の場合は、「市街地等」として区分する。</li> </ul> <p><b>(立地)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牧場、牧草地は、丘陵地の山頂、緩やかな斜面、台地等に大規模にまとまっていることが多い。</li> <li>・平地部の都市とその周辺地域では、飛行場、牧場等。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>牛</p> <p>牧場</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>飛行機等</p> <p>飛行場</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>長大法面</p> </div> </div>	<p>・原則として区分記号と区分線は、写真上へは表記しない。</p>
<p>560100 h (ゴルフ場・芝地)</p>	<p><b>(概要)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・頻繁な刈り取りによって維持されている植生高10cm未満のゴルフ場や公園のシバ草地。</li> </ul> <p><b>(相観)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空中写真上では、樹林または人工構造物に囲まれた不整形の区画に、肌理が極めて細かく均一な草地が一面に地表を覆う。</li> <li>・頻繁に刈り取りされるため、刈り跡が帯状の列としてみえることがある。</li> </ul> <p><b>(類似凡例の区別点、区分のポイント等)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ゴルフ場・芝地」は、土地利用的な区分ではなく植被の質で区分する。</li> <li>・ゴルフ場内の1ha未満の樹林地は、隣接する区分に含める。</li> <li>・半自然状態にある放牧地のシバ草地(二次草原)とは、周囲の地形や土地利用状況から判断する。</li> <li>・地形図記号や周囲の土地利用状況を参考にする。</li> </ul> <p><b>(立地)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴルフ場は、都市周辺の起伏の緩やかな丘陵地、河川敷等に多い。</li> <li>・その他、大規模な公園、インターチェンジ盛土法面等にまとまって分布する。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>ゴルフ場</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>公園・グラウンド</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>インター・チェンジ</p> </div> </div>	<p>・原則として区分記号と区分線は、写真上へは表記しない。</p>



<p>580101 i (緑の多い住宅地)</p>	<p>(概要) ・都市域または集落において、公園的な樹林、植え込み、農地等の緑被が概ね 30%以上で住宅地等と混在する区域。</p> <p>(相観) ・同上</p> <p>(類似凡例の区別点、区分のポイント等) ・都市域では、道路、河川・水路、地形線等によって括られる概ね 3 ~ 5 ha 程度のまとまりのある区画を単位として緑被率を判断する。 ・都市域では、全体的な緑被の分布と住宅地のまとまり具合を考慮し、「緑の多い住宅地」と「住宅地等」を区分する。 ・第 2 回・第 3 回植生図では、同一基準で区分されていない場合が多いので注意する。 ・都市域の 1 ha 以上の残存樹林は、「落葉・常緑広葉樹林」として区分する。 ・地形図上で表現されている“樹林に囲まれた居住地”は、ほぼこれに該当する。</p> <p>(立地) ・都市とその周辺地域において、公園や並木等の多く含む住宅地。 ・水田または畑が優占する平地部の屋敷林等を含む集落。</p>  <p>公園木、並木等と混在      小規模の樹林、農地と混在      屋敷林の多い集落</p>	<p>・原則として区分記号と区分線は、写真上へは表記しない。</p>
<p>580100 k (市街地等)</p>	<p>(概要) ・緑被率 30%未満の市街地等。 ・大規模な植被はほとんどみられず、住宅地、ビル、道路、コンクリート・アスファルト等の人工構造物が卓越する区域。</p> <p>(相観) ・同上</p> <p>(類似凡例の区別点、区分のポイント等) ・都市域では、道路、河川・水路、地形線等によって括られる概ね 3 ~ 5 ha 程度のまとまりのある区画を単位として緑被率を判断する。 ・都市域では、全体的な緑被の分布と住宅地のまとまり具合を考慮し、「緑の多い住宅地」と「住宅地等」を区分する。 ・第 2 回・第 3 回植生図では、同一基準で区分されていない場合が多いので注意する。 ・植被のない運動場、グラウンド、<b>学校敷地</b>等はここに含める。 ・「<b>養豚場</b>」「<b>養鶏場</b>、<b>鶏舎</b>」はここに含める。 小規模のサイロ等は「牧草地、採草地」に含める。 ・緑被のない「墓地」「霊園」はここに含める。 ・水田等の耕作地が優占する地域に分布する住宅地は、地形図の界線で括られる住宅地のまとまりを対象として、1 ha 以上のものを抽出する。 ・「公園」は緑被がなければ「市街地等」に含める。まとまった面積 (1 ha 以上) でシバが覆う場合は「ゴルフ場・芝地」とする。</p> <p>(立地) ・都市とその周辺地域のまとまった住宅地、市街地。</p>  <p>建物・道路      駐車場 住宅地      コンクリート構造物</p>	<p>・原則として区分記号と区分線は、写真上へは表記しない。</p> <p>・原則として、幅 1.5 mm 未満 (縮尺 1 / 2.5 万地形図) の道路は隣接する植生区分に含める。</p> <p>・大規模な高速道路、有料道路等概ね幅 1.5 mm 以上 (縮尺 1 / 2.5 万地形図) の道路については、「市街地等」として道路の両側に区分線を入れる。これ以外の小規模な道路は、周辺の凡例に含める。</p> <p>・一本の道路が隣接する複数図面にかけて分布する場合は、区分線の入れ方に相違が生じないように注意する。</p>



<p>580500 n (干拓地)</p>	<p>(概要) ・ 頻水地形や水面を干して陸地化した区域。</p> <p>(相観) ・ 海域に隣接し、かつての海底面がみえ、植被はみられない。</p> <p>(類似凡例の区別点、区分のポイント等) ・ 干拓後に、工場や住宅地等が建設されている場合は、「工場地帯」、「市街地等」等、該当する凡例を適用する。</p> <p>(立地) ・ 海域または河口に隣接している。</p>  <p style="text-align: center;">干拓地</p>	<p>・ 原則として区分記号と区分線は、写真上へは表記しない。</p>
<p>580200 p (残存・植栽樹群をもった公園・墓地等)</p>	<p>(概要) ・ 比較的新しく形成された残存・植栽樹群をもつ大面積の都市公園等。</p> <p>(相観) ・ 並木、樹群地、草地、芝地、グラウンド、駐車場、人工構造物、池等が混在する。</p> <p>(類似凡例の区別点、区分のポイント等) ・ まとまった面積 (1 ha 以上) でシバが覆う場合は「ゴルフ場・芝地」として区分する。 ・ 1 ha 以上のグラウンド、駐車場、人工構造物は「住宅地」として区分する。 ・ 1 ha 以上の面積でさまざまな植生・土地利用が混在しているが、単独で 1ha を越える並木、樹群地、草地、芝地、グラウンド、駐車場、人工構造物、池が存在しない場合はまとめて括る。</p> <p>(立地) ・ 都市とその周辺地域。</p>	<p>・ 原則として区分記号と区分線は、写真上へは表記しない。</p>
<p>580800 s (残存・植栽樹群地)</p>	<p>(概要) ・ 50～100 年生の雑多な残存樹・植栽樹からなる樹群地。 ・ 屋敷林、社寺林、都市における植栽林、既存の断片林、混在林等。</p> <p>(相観) ・ 優占種がはっきりせず、群集名や群落名がはっきりしない。</p> <p>(類似凡例の区別点、区分のポイント等) ・ 林床が管理されていたり、欠如していても、高木層から群集名・群落名が類推できるものは「s」とはしない。 ・ 1 ha 以上の面積でさまざまな植生・土地利用が混在しているが、樹群の面積が 1ha を越える場合はまとめて括る。</p> <p>(立地) ・ 都市域または集落における屋敷林、社寺林、都市における植栽林、既存の断片林、混在林。</p>	<p>・ 原則として区分記号と区分線は、写真上へは表記しない。</p>

更新履歴

2000.3.15 判読情報資料図作成指針の資料 2「全国共通判読指針」として新規作成

2004.6.25 植生原図作成指針の別紙 1「伐採跡地・土地利用等判読指針」として該当部分を抜粋

2007.6.5 細分凡例 e-1, e-2, p, s, m-1 を追加

2008.6.4 表題の「指針」を「手引き」に変更、判読対象 , , の説明を追加、「備考 (写真表記等)」の列名を修正  
区分記号の L を大文字に変更、区分記号のハイフンを削除

「特殊立地の植生」等の判読区分名に凡例名 (例) を付記、w, m 等の内容を修正